

# 特定医療費（指定難病）受給者の皆さまへの重要なお知らせ ～平成 29 年度の更新申請手続きにむけて～

平成 27 年 1 月 1 日から継続していましたが、平成 29 年 12 月 31 日  
をもちまして終了いたします。これにともない、以下の点が変更となりますので、  
あらかじめお知らせいたします。

## ① 重症度分類の審査が必要となります。

これまで、重症度分類の審査が省略となっていました。平成 29 年度の更新の申請  
では、医学的審査を行い、重症度等を確認します。その結果、軽症の方は、不認定となる  
可能性があります。

《参考》各疾病の重症度分類の詳細は、厚労省ホームページ(例えば、検索サイトから  
「厚労省 指定難病」と入力し検索する)で確認することができます。

なお、症状の程度が重症度の基準を満たしていない場合において、  
『軽症高額特例（以下、軽症者特例）』として、医療費助成を受ける  
ことができる場合があります。詳しくは、裏面をご覧ください。

## ② 自己負担額が変更となります。

これまで、経過措置として3年間は自己負担上限額が軽減されてきました。経過措置終  
了にともない、平成 30 年 1 月 1 日から自己負担上限額が以下のとおり変更となります。

なお、指定医療機関等で受ける医療について、長期にわたり高額な月額医療費の支払  
い要件を満たす方については、『高額かつ長期』として自己負担上限額が軽減されます  
(重症患者認定による医療費助成はなくなります)。詳しくは、裏面をご覧ください。

階層区分		階層区分の基準		患者負担割合:2割						
				自己負担上限額(外来、入院、薬代、訪問看護等)						
				原則			変更			
				既認定者(経過措置3年間)						
				一般	高額かつ 長期	人工呼吸器 等装着者	一般	重症患者 認定	人工呼吸器 等装着者	
生活保護	A	—		0	0	0	0	0	0	
低所得I	B1	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 80万円以下	2,500	2,500	1,000	2,500	2,500	1,000	
低所得II	B2		本人年収 80万円超	5,000	5,000		5,000			
一般所得I	C1	市町村民税課税以上 7.1万円未満		10,000	5,000		5,000	5,000		5,000
一般所得II	C2	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	10,000				
上位所得	D	市町村民税25.1万円以上		30,000	20,000	20,000	20,000			
入院時の食事費				全額自己負担			変更			1/2 自己負担

★ 平成 29 年度の更新時に、「軽症者特例」や、「高額かつ長期」の申請手続きをされる  
場合には、現在お持ちの『自己負担上限額管理票』(黄色冊子)が利用できます。指定  
医療機関(病院や薬局)での受診時には必ず提示し、記載していただくとともに、紛失  
しないよう管理してください。

- ・要件を満たしている方は、平成 29 年度の更新申請と同時に申請手続きができます。

### 軽症者特例

支給認定の要件である重症度分類等を満たさない軽症者であっても、高額な医療を継続することが必要な方は、助成の対象になります。

- ① 「高額な医療を継続すること」とは、月ごとの医療費総額(指定難病に係る医療費)が 33,330 円を超える月が年間 3 回以上ある場合 (申請日の属する月から過去 1 年間(12 か月)以内)。

### 高額かつ長期

高額な医療を長期的に継続することが必要な方は、自己負担上限額が軽減されます。

- ① 「高額な医療を長期的に継続すること」とは、月ごとの医療費総額(指定難病に係る医療費)が 5 万円を超える月が年間 6 回以上ある場合 (申請日の属する月から過去 1 年間 (12 か月) 以内)。
- ② 受給者のうち所得の階層区分が、一般所得 I (C 1) ・ 一般所得 II (C 2) ・ 上位所得 (D) の方。

(なお、経過措置期間中は適用されませんので、ご注意ください。)